平成30年度

正しいごみの出し方

由布市湯布院町

燃やせるごみ 1ページ
市指定ごみ袋 廃食用油 2ページ
燃やせないごみ 3ページ
蛍光管・電球 水銀体温計 スプレー缶・ライター 3ページ
ペットボトル ビン類・カン類 4ページ
プラスチック製容器包装（資源プラ）・乾電池 5ページ
古紙・布類 6ページ
家電・パソコン 7ページ
事業系ごみ 8ページ
市では収集しないもの 9ページ
大型ごみ・粗大ごみ・多量の家庭ごみ 10ページ

家庭ごみの正しい出し方

①決められた収集日の朝に出す。（7時30分までに出す。）
②決められた場所（ごみステーション）へ出す。
③分別して、指定袋に入れて出す。
④自分の出したごみに責任を持つ。
⑤河川や山林、私有地、他のステーションに持ち込まない。

※天候や交通事情によって、収集コースが変わる場合があります。
決められた時間を守らないと取り残しの原因になります。
また、その日の収集指定ごみ以外のものや、きちんと分別されていないものは、収集いたしません。正しい出し方や分別をして、次の収集日に出し直してください。

第２ゆふ浄苑 TEL 0977-84-3309（分別内容等 P10参照）
由布市環境課 TEL 097-582-1310（直通）
湯布院地域振興課 TEL 0977-84-3111（代表）

燃やせるごみ

※市指定のごみ袋で出してください。（指定袋以外は収集いたしません）

生ゴミ

ひとしぼりして
水気をきって

食用油は紙や布などに
しみ込ませるか
市販の固化剤で固めて

紙おむつ
ペットシート

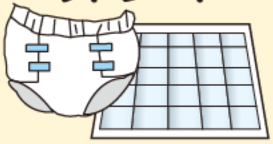

汚物はトイレに流して

庭木の剪定枝や少量の

小枝・木くず・板きれ

長さ50センチ以内、
太さ10センチ以内
に切って

クッション・ぬいぐるみ
使い捨てカイロ等

革製の靴・ベルト・バッグ

じゅうたん・毛布・布団類

じゅうたん・毛布・布団類は、
切るなどして小さくし、市指定
の袋に入れてください。
かさばる場合は市の施設に持
ち込むか戸別収集を依頼して
ください。（10ページ）

燃やせるごみになる
古紙・古布

紙くず
臭いの強い紙

汚れやにおいのついたもの
などリサイクルできないもの

わた、羽毛入り衣類
傷みやよごれた衣類
下着や靴下など

汚れたもの、綿入りの衣類等
リサイクルできないもの

金属箔がついた紙
防水加工された紙
複写伝票
レシート
アイロンプリント紙
写真用紙
感熱紙
圧着ハガキ

燃やせるごみになる
プラスチック製品

プラスチック製容器包装以外のプラスチック・ゴム製品・ビニール

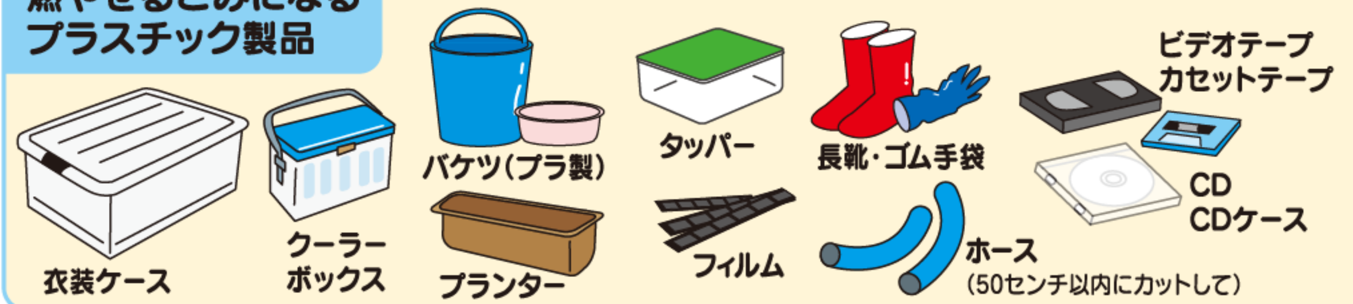

収　集　日	収　集　地　区
毎週 月・木	荒木（妙徳及び横断道路沿いを除く）・石武・光永・東石松１・東石松２・東石松３ 西石松・山崎・平・中依・下依・前徳野・内徳野・槐木・畑倉・奥江・上津々良・下津々良 鮎川・湯平１・湯平２・湯平３・畑・小平・幸野・水地・湯布高原（旧東急）・自衛隊
毎週 火・金	塚原・津江・岳本・湯の坪・中島・佐土原・並柳・若杉 乙丸１・乙丸２・乙丸３・新町１・新町２ 荒木（妙徳及び横断道路沿いのみ）

※祝・祭日も収集します。ただし、12月31日～1月3日までの間は収集いたしません。

お願い 生ごみのひと絞り

燃やせるごみのうち、約6割を占める「生ごみ」は、多くの水分を含んでおり、焼却するためには多くの燃料が必要となります。

そこで、「**生ごみのひと絞り（水切り）**」を行うことで、余分な水分が抜け、燃やせるごみの減量化・燃料の節約につながります。ごみも軽くなり、ごみ出しが楽になります。臭いも少なくなり、ごみステーションの環境も良くなります。ぜひ、生ごみのひと絞りにご協力をお願いします。

ごみ袋について

由布市では大きさの異なる３種類のごみ袋を販売していますので、用途に応じてご活用ください。

指定袋	容　量	販売価格
特小	20リットル相当	1組（30枚入）　420円
小	30リットル相当	1組（30枚入）　600円
大	45リットル相当	1組（30枚入）　750円

牛乳パックの回収

家庭から排出される牛乳パックとトイレットペーパー交換は、平成28年3月末をもって終了しました。（幼稚園、小・中学校については、継続します。）
現在は、「古紙・衣類」の回収日に回収していますので、これまでどおり「開いて、洗って、乾かして」、「古紙・衣類」の回収場所に出してください。

内側が白いパックが対象となります。
アルミ箔やろう箔を貼付したものは出せません。

※家庭から排出されるものに限ります。
（事業所は対象外です）

開いて、洗って、乾かして

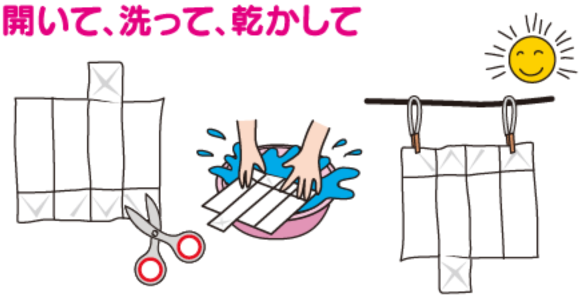

① はさみ又は手で切り開く。底は切り落とさないでください。
② お風呂の残り湯、食器などを洗った後の水で十分です。
③ よく乾かしてください。
④「古紙･衣類」の収集日に出してください。

廃食用油の回収

回収場所／由布市湯布院庁舎（庁舎外ごみ収積所）

ご家庭で使用した、てんぷら油などの植物性食用油を回収しています。
ペットボトルなどふたのしまる入れ物に入れて、庁舎へお持ちください。

対象：使用済み食用油、未使用の賞味期限切れ油

※植物性の油に限ります。ラードなど、動物性のものは回収していません。
※食用の油に限ります。機械油、ガソリンなど食用でないものは回収していません。

ふたのしまる
入れ物に移し替えて

燃やせないごみ

※市販品の45ﾘｯﾄﾙ程度の透明または半透明の袋に入れて出してください。

金属類

ヤカン・鍋・フライパン
錆びた缶・傘・
ハンガーなどの金属類

陶磁器類

割れ物は→

皿・茶碗・花器・土鍋・植木鉢など

ガラス類

割れ物は→

板ガラス・コップ・鏡・
油びん・化粧品のびんなど
食品以外のものが入って
いたビン類

キケン物は 紙に包んで「キケン」と表示し、
別の袋に入れて出してください。

家電製品 家庭用品に限る

※家庭で不用になった場合、壊したり分解したりせずに
袋に入れて、指定した日に出してください。

- ・オーブントースター
- ・クッキングカッター
- ・オーブンレンジ（電気・ガス）
- ・電気炊飯器
- ・電磁調理器
- ・コンロ（電気・ガス・卓上）
- ・電気鍋
- ・魔法瓶
- ・電気ポット
- ・ミキサー
- ・食器洗い乾燥機
- ・換気扇
- ・照明器具
- ・掃除機

電池は外して

- ・アイロン
- ・ヘアドライヤー
- ・電気コタツ
- ・電気あんか
- ・除湿乾燥機
- ・ストーブ（ガス・石油・電気）
- ・ファンヒーター（ガス・石油・電気）
- ・ドリルドライバー
- ・電気かんな　などの電化製品等

ストーブ等は
電池は外し、
灯油は出して
ください。

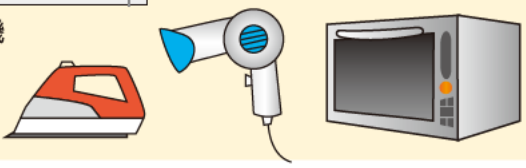

蛍光管・電球・水銀体温計

- 破損防止のため、包装容器に
入れたままでも構いません。
- 多量に排出する場合は、
第2ゆふ浄苑まで、
直接搬入してください。

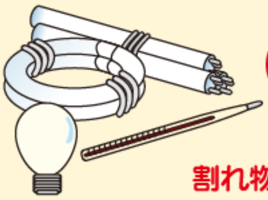

別の袋で
同じ収集日に
出す

割れ物は→

スプレー缶・ライター

別の袋で
同じ収集日に
出す

- **スプレー缶・ライターは、必ず使い切って、穴を開けずに出してください。**
- 他のごみとは別に透明または半透明の袋に入れて、ステーション横に出してください。

キケン物は 紙に包んで「キケン」と表示し、別の袋に入れて出してください。

収集日	収集地区
第1 金	乙丸1（南の下除く）・乙丸2・乙丸3・新町1・新町2・津江（中道及び枝温湯のみ） 湯の坪（坪池及び田中のみ）・荒木（妙徳及び横断道路沿いのみ）
第2 金	東石松1・東石松2・東石松3・西石松・山崎・平・中依・下依 内徳野・槐木・畑倉・奥江・上津々良
第3 金	塚原・津江（中道及び枝温湯除く）・岳本・中島・湯の坪（坪池及び田中除く） 佐土原・並柳・若杉・乙丸1（南の下のみ）・自衛隊
第4 金	荒木（妙徳及び横断道路沿いを除く）・石武・光永・前徳野・下津々良・鮎川 湯平1・湯平2・湯平3・畑・小平・幸野・水地・湯布高原（旧東急）

ペットボトル

※市販品の45ℓ程度の透明または半透明の袋に入れて出してください。

このマークが目印です！ きれいに洗って出してください。
よごれたものや洗えないものは燃やせるごみに出してください。

飲料用・酒類用・醤油用ペットボトル

中身を出し切り、すすいで、つぶして出す。

収　集　日	収　集　地　区
第1 水	塚原・津江・岳本・湯の坪・中島・佐土原・並柳・若杉・乙丸1・乙丸2・乙丸3 新町1・新町2・荒木(妙徳及び横断道路沿いのみ)
第2 水	荒木(妙徳及び横断道路沿いを除く)・石武・光永・東石松1・東石松2・東石松3・西石松 山崎・平・中依・下依・前徳野・内徳野・槐木・畑倉・奥江・上津々良・下津々良・鮎川・湯平1 湯平2・湯平3・畑・小平・幸野・水地

ビン類・カン類

※市販品の45ℓ程度の透明または半透明の袋に入れて出してください。

きれいに洗って出してください。よごれたものや食品以外が入っていたものは、
リサイクルに適しませんので、燃やせないごみに出してください。

調味料のびん・飲料びん・洋酒びんなど

栓やふたは必ず取ってください。
プラスチックのふたは
プラスチック製容器包装(資源プラ)へ
プラスチック以外は燃やせないごみに
出してください。

茶缶・のり缶・飲料缶・缶詰缶など

収　集　日	収　集　地　区
第3 水	塚原・津江・岳本・湯の坪・中島・佐土原・並柳・若杉・乙丸1・乙丸2・乙丸3 新町1・新町2・荒木(妙徳及び横断道路沿いのみ)
第4 水	荒木(妙徳及び横断道路沿いを除く)・石武・光永・東石松1・東石松2・東石松3・西石松 山崎・平・中依・下依・前徳野・内徳野・槐木・畑倉・奥江・上津々良・下津々良・鮎川・湯平1 湯平2・湯平3・畑・小平・幸野・水地

プラスチック製容器包装（資源プラ）

※市販品の45ﾘｯﾄﾙ程度の透明または半透明の袋に入れて出してください。

このマークが目印です！（全てのプラスチックが対象となるわけではありません）
リサイクルしますので、きれいなプラスチックの回収にご協力ください。

弁当の容器

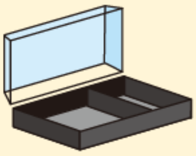

豆腐・納豆の容器

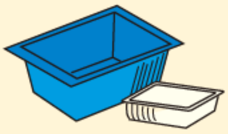

カップめん等の容器

卵パック

お菓子などの袋

ペットボトルのふた

発泡スチロール

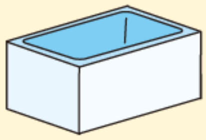

果物等の入っていたネット

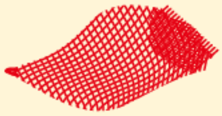

レジ袋

ごみの減量化のために買い物時にはマイバックを持参してレジ袋をなるべく使わないようにしましょう。

お願い

きれいに洗って、乾かしてから出してください！

容器包装以外のプラスチックは、燃やせるごみで出してください。

- 汚れているもの・汚れのおちにくいもの、洗いにくいものは燃やせるごみに出してください。

二重袋にしないでください

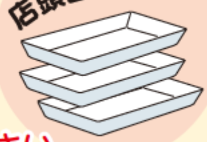

白色トレイは、店頭回収へ

収　集　日	収　集　地　区
第1・3 月	乙丸１（南の下除く）・乙丸２・乙丸３・新町１・新町２・津江（中道及び枝温湯のみ） 湯の坪（坪池及び田中のみ）・荒木（妙徳及び横断道路沿いのみ）
第1・3 木	東石松１・東石松２・東石松３・西石松・山崎・平・中依・下依 内徳野・槐木・畑倉・奥江・上津々良
第2・4 月	塚原・津江（中道及び枝温湯除く）・岳本・中島・湯の坪（坪池及び田中除く） 佐土原・並柳・若杉・乙丸１（南の下のみ）
第2・4 木	荒木（妙徳及び横断道路沿いを除く）・石武・光永・前徳野・下津々良・鮎川 湯平１・湯平２・湯平３・畑・小平・幸野・水地

※１月は収集日程が変わります。別紙日程表をご覧ください。

使用済み乾電池の回収

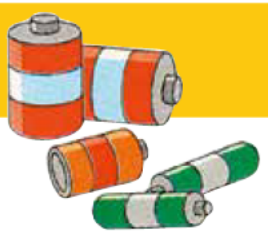

回収場所

由布市湯布院庁舎（庁舎外ごみ収積所）、
各自治公民館（一部自治委員宅）、
湯布院公民館　等

使用済み電池を入れる回収用ボックスを用意しています。ボタン型電池やニカド電池は、販売店に引き取ってもらってください。

お願い

危険なので、水にぬらさないよう注意してください。
ごみステーションには絶対出さないでください！

古紙・布類の回収

※燃やせるごみになる古紙・布類については、
1ページをご覧ください。

新聞紙

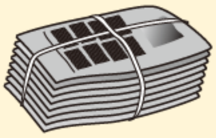

段ボール

その他の紙類 雑誌・本・パンフレット・紙箱・紙袋・包装箱・牛乳パックなど

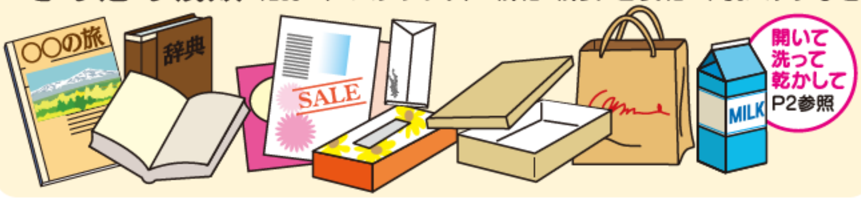

※新聞は新聞だけ、段ボールは段ボールだけでくくって出してください。その他の紙類は、一緒でかまいません。
よごれているもの、コーティングしたり、アルミと合わさっているものは燃やせるごみで出してください。

きれいな衣類 シャツ・ズボン・スカート・セーターなど（素材は問わない）
※ファスナー・ボタン類ははずさないで

その他の布類
シーツ・タオルなど

※市販品の45㍑程度の透明または半透明の袋に入れて出してください。
※よごれているもの、わたや羽毛入り衣類、下着や靴下、布団や毛布は燃やせるごみで出してください。

古紙・布類回収日

回収日	※月2回の回収（毎月第2・4土曜日です）	※朝8時までに、雨にぬれないように出してください。					
平成30年 4月	14日（土） 28日（土）	平成30年 7月	14日（土） 28日（土）	平成30年 10月	13日（土） 27日（土）	平成31年 1月	12日（土） 26日（土）
平成30年 5月	12日（土） 26日（土）	平成30年 8月	11日（土） 25日（土）	平成30年 11月	10日（土） 24日（土）	平成31年 2月	9日（土） 23日（土）
平成30年 6月	9日（土） 23日（土）	平成30年 9月	8日（土） 22日（土）	平成30年 12月	8日（土） 22日（土）	平成31年 3月	9日（土） 23日（土）

古紙・布類回収場所

地区	回収場所	地区	回収場所	地区	回収場所
塚原	塚原公民館	中依	中依公民館	鮎川	鮎川公民館
	川向消防ポンプ跡地	下依	下依公民館		川西小学校
佐土原	佐土原公民館	前徳野	前徳野公民館	湯平1	農民研修センター
並柳	並柳公民館	内徳野	内徳野公民館	湯平2	亀屋駐車場
若杉	若杉公民館		徳野防火水槽上	湯平3	ふれあい広場
石武	石光公民館	槐木	日野豊明氏宅横倉庫		大分バス車庫
光永	石光公民館	畑倉	鬼が畑集積所	畑	畑グランド駐車場
東石松1	東石松1公民館		畑倉トンネル上集積所		湯平地区公民館
東石松2	御幸橋横	奥江	奥江公民館		湯平駅
	由布土木自宅前集積所		山口集積所	小平	小平公民館
	志手米穀店横集積所	上津々良	上津々良公民館		小平消防車庫横集積所
東石松3	東石松3公民館	下津々良	下津々良公民館	幸野	幸野公民館
	米田誠司氏宅横集積所		川原精米所横	水地	水地公民館
平	平公民館				

自主回収地区 ※独自に回収をしている自治区については、市は回収していません。

津江・岳本・湯の坪・中島	乙丸1・乙丸2・乙丸3・新町1・新町2	荒木	山崎	西石松

家電4品目の処理

※家電リサイクル法により、テレビ･エアコン･冷蔵庫･冷凍庫･洗濯機･衣類乾燥機の処理の方法が決められています。

●あなたが家電を処理する場合　①～③

① 郵便局で廃家電製品のリサイクル料金を支払う ⇒ ② リサイクル券をもらう ⇒
⇒ ③ リサイクル券を持って第2ゆふ浄苑（TEL84-3309）へ運び込みメーカー運搬料を支払う ⇒
⇒ 第2ゆふ浄苑から廃家電指定引取所へ運搬 ⇒ 家電メーカーで処理　（平成29年4月1日現在）

対象品目（家電製品）		リサイクル参考料金（郵便局にて支払う）	運搬料（第2ゆふ浄苑から）	合計
テレビ（ブラウン管式、液晶･プラズマ式）	15型以下	1,836円～（消費税込み）	2,050円	3,886円～（消費税込み）
	16型以上	2,916円～（消費税込み）	2,050円	4,966円～（消費税込み）
エアコン		972円～（消費税込み）	2,050円	3,022円～（消費税込み）
冷蔵庫･冷凍庫	170ﾘｯﾄﾙ以下	3,672円～（消費税込み）	2,050円	5,722円～（消費税込み）
	171ﾘｯﾄﾙ以上	4,644円～（消費税込み）	2,050円	6,694円～（消費税込み）
洗濯機･衣類乾燥機		2,484円～（消費税込み）	2,050円	4,534円～（消費税込み）

対象外	天井埋込型エアコン／プロジェクションテレビ 業務用冷凍ストッカー／壁埋込型エアコン／冷風機･除湿機 携帯型テレビ･カーナビ／布団乾燥機／テレビ受信機能付き携帯電話

※リサイクル料金は一部メーカーで料金が異なります。
郵便局でリサイクル料金支払いの際、別途振込み手数料が必要です。

詳しくは家電リサイクル券センターまでお問い合わせください。
0120-319-640

家庭系パソコンの回収（市では回収しません）

※パソコンリサイクル法により、処理の方法が決められています。

家庭系パソコンの回収が、平成15年10月1日から始まりました。下記の方法で、処理してください。

① 回収申込み
申込みます

② 「エコゆうパック伝票」が送られてきます

③ ･パソコンを簡易包装し、伝票を貼付
･最寄りの郵便局に持ち込むか、戸口回収を依頼

メーカーの
再資源化センター

資源として再利用

お確かめください。

PCリサイクルマーク

PCリサイクルマークがついた製品は、新たな料金負担なしで、メーカーが回収･再資源化します。
マークがついていない製品は、回収再資源化料金※を、お客様にご負担頂きます。

※メーカー指定の方法で、お支払いをお願いします。

回収するメーカーが不明な場合は、
下記に連絡してください。
有限責任中間法人
パソコン3R推進センター　電話03-5282-7685

対象となる機器

- デスクトップパソコン（本体）
- ノートパソコン
- CRTディスプレイ
- 液晶ディスプレイ

●ご購入時の標準添付品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど）も一緒に回収します。マニュアル、CD-ROM、FDは含みません。

●プリンタ･スキャナなどの周辺機器、ワープロ専用機は対象となりません。

事業系のごみ（市では収集しません）

事業所、商店、飲食店、洋品店、生花店、一人親方、建築業、建設業等
から出される「事業系（産業廃棄物）」のごみは、事業者による自己処理責任が、法律で定められています。
事業者は、許可された処理施設に搬入するか、許可業者に収集を依頼してください。

※事業系ごみは、家庭ごみのステーションや第２ゆふ浄苑へは持ち込めません。

● 事業系の可燃ごみ

→ **可燃ごみのみ**
由布大分環境衛生組合
☎097-583-0862
※事前にご連絡ください。
組合の許可業者と契約してください。

● 事業系の不燃ごみ

コンクリート破片、土、石、瓦、建設廃材、
木屑、ガラス、プラスチック類、金属、
ブロック、タイヤ、家畜の糞尿、家畜の死体等

→ **(一社) 大分県産業廃棄物協会**
☎097-503-0350

● 事業系の不燃ごみ

塗料、シンナー、廃油、農薬
劇薬等危険な薬品類

→ ●購入販売店にご相談ください。
販売店で引取りができないときは、
下記へお問合わせください。
(一社) 大分県産業廃棄物協会
☎097-503-0350

ごみの不法投棄は環境犯罪です！

5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、又は、その両方が科せられます。（法人に対しては3億円以下の罰金）

ステーションに出せないごみの処理の仕方

市では収集しないもの

タイヤ	購入した販売店やガソリンスタンドにご相談ください。 〔有料回収〕
ガスボンベ	LPガスボンベについては、取引のある販売店にご相談ください。
バッテリー （自動車、二輪車）	購入された販売店にご相談ください。（リサイクル資源です）
農薬、劇薬等危険な薬品類 農業用機械 農業用ビニール、プラスチック	農協または販売店にご相談ください。 **自己処理は絶対しないでください。**
家庭用消火器	由布市消防署湯布院出張所 （TEL0977-85-2355）で引き取ります〔有料〕
家庭で使用した 医療系廃棄物	受診された病院や薬店にご相談ください。（注射針のみ）
ピアノ・オルガン・エレクトーン 電動自転車・電動カート	購入販売店にご相談ください。 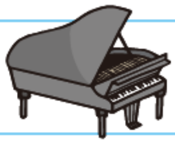

動物の死体

国道・県道・市道については、下記にご相談ください。
ペットで飼われていた動物については、飼主の責任で処理してください。

国道 日田国道維持出張所 ☎0973-23-8143
県道 大分土木事務所 道路課保全班 ☎097-558-2145
市道 湯布院地域振興課 ☎0977-84-3111（代表）
由布市環境課 ☎097-582-1310（直通）

※通報の際は、死体をごみ袋に入れていただくか、箱に入れるご協力をお願いいたします。なお、私有地につきましては、管理者の責任で処理をお願いいたします。

注意!! 愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処されます。

オートバイの回収 （50cc原付バイクや原付自転車も含みます）

※市では回収しません。

問合せ先 二輪車コールセンター ☎050−3000−0727
受付時間 9：30～17：00（土日・祝日・年末年始等除く）

詳しくは 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
http://www.jarc.or.jp/motorcycle/

大型ごみ・粗大ごみ・多量の家庭ごみ

数量・分量が多い廃棄物の場合（市指定のごみ袋に入らないもの）
● 机・タンス・家具などの大型ごみ ● トタンなどの粗大ごみ（長さ1m以内） ● 剪定した枝（50センチ以内に切って、紐などで束ねる） ● 転居や大掃除などで多量に出たごみ （指定されたとおり分別して搬入すること） ※分別は1～6ページをご覧ください。

第2ゆふ浄苑へ持ち込むか、戸別収集を依頼して下さい。

有料

自分で施設へごみを持ち込む場合

第2ゆふ浄苑　由布市湯布院町川西2211－2　☎ 0977－84－3309		
利用時間	平日：午前9時～午後4時 （土・祝・祭日：午前9時～午前11時30分） ※業務の都合上、電話に出られない場合があります。	
休業日	毎週日曜日 12月31日から1月3日まで	
対象	上記の大型ごみや粗大ごみなど ※不明な点は、事前にご連絡ください。	
利用料金	軽トラック（1台につき）	1,020円
	2トントラック（1台につき）	2,050円
	指定袋に入っている可燃物のみの場合や 新聞紙・段ボールなど古紙だけの場合は無料です。	

自分で施設へごみを持ち込めない場合

戸別収集の申し込みをしてください。

申込先	第2ゆふ浄苑　☎ 0977－84－3309	
収集日	毎週水曜日（必ず、事前申し込みが必要です）	
手数料 ※手数料はごみの分量ではありません	軽トラック（1台につき）	3,080円
	2トントラック（1台につき）	4,110円
	※屋外の収集しやすい場所に出してください。 建物の中からの搬出はできません。	

ごみ処理施設 MAP

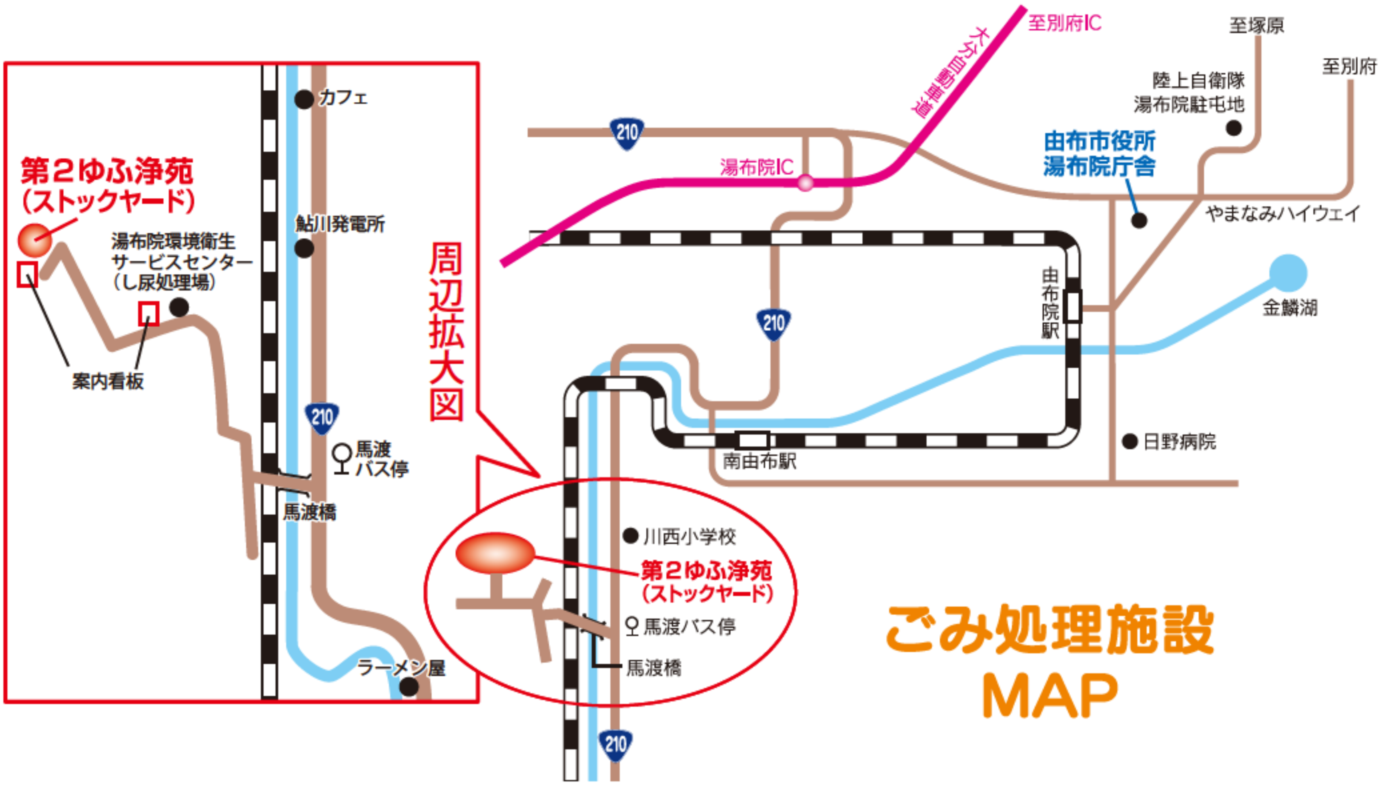

※家庭ごみは確かな分別でごみステーションへ出す。
事業ごみは処理業者に収集を依頼するなど、適正な処理をしてください。

禁止 ごみの野焼き禁止

※野外焼却は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、または、その両方が科せられます。

ごみの野焼き（屋外焼却）は、法律によって禁止されています。ほとんどの小型焼却炉、ドラム缶、ブロック積、穴での焼却も、野焼きとなります。ものを焼くと煙が出て、空気を汚す原因になります。また、焼け残った灰にも有害物質が含まれている可能性があります。家庭のごみは、確実な分別で、ごみステーションへ出してください。

（注）野焼き禁止の例外

※但し、周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微であることが条件です。

①日常生活を営む上で、やむを得ないもの

良い	暖をとるための焚き火 キャンプファイアー 落ち葉や庭木の軽微な（少量）焼却
悪い	焼却が良くても、煙の量や臭い等が庭の近所の迷惑になるような場合は、軽微な焼却とはいえない

②地域の伝統行事や農林業でやむを得ないもの

良い	刈り草、稲わら伐採した枝の焼却 伝統的地域行事での焼却
悪い	農業用ビニール等の焼却は、 生活環境の保全上支障がある

禁止 ごみの不法投棄

※不法投棄は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、法人に対しては3億円以下の罰金または、その両方が科せられます。

お願い **ルールを無視したごみや取り残されたごみにつきましては、正しい出し方や分別をして、次の収集日に出してください。**

天候や交通事情によって、収集コースが変わる場合があります。決められた時間を守らないと取り残しの原因になります。また、その日の収集指定ごみ以外のものや、きちんと分別されていないものは、収集いたしません。きちんと分別の上、再度出してください。